

経営開始資金の概要

高松市農林水産課

1 経営開始資金の概要

次世代を担う農業者となる強い意欲を有する方に対し、経営が不安定な就農直後（経営開始資金）の経営を確立するための資金を交付します。

◎ 交付対象者の主な要件

- (1) 就農時の年齢が原則50歳未満であること。
- (2) 次の独立・自営就農の要件を満たしていること。
 - ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している
 - ・主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は貸借している
 - ・本人名義で生産物や生産資材を出荷・取引している
 - ・本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を通帳・帳簿で管理している
 - ・交付対象者が農業経営に関する主宰権（栽培管理などの判断・意志決定）を有している
 - ・経営の全部又は一部を継承する場合、従事後5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ一定要件（交付期間中に、新規作目の導入、6次産業化取組など一定のリスクを負って就農等）を満たす計画を有している
- (3) 青年等就農計画について、市長の認定を受けていること。
(経営を開始して5年後までに、農業で生計が成り立つ、実現可能な計画であること。)
- (4) 目標地図（※1）」に位置付けられていること（見込みも可）、又は「人・農地プラン（※2）」に地域の中心となる経営体として位置づけられていること（見込みも可）、若しくは（公財）香川県農地機構から農地を借り受けていること。

※1 「目標地図」とは、法定化された人・農地プラン（地域計画）のうち10年後に目指すべき農地利用の姿を明確化した地図

※2 「人・農地プラン」とは、地域が今後の地域の中心となる経営体（認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織など）を定め、その経営体への農地集積計画や地域農業の将来のあるべき方向をまとめたもの

- (5) 生活費の確保を目的とした、国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (6) 園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合は、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (7) 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- (8) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努めること。

※上記のほか、経営開始後3年以内に当資金の要件を満たしていることが必要です。

◎ 交付金額及び交付期間

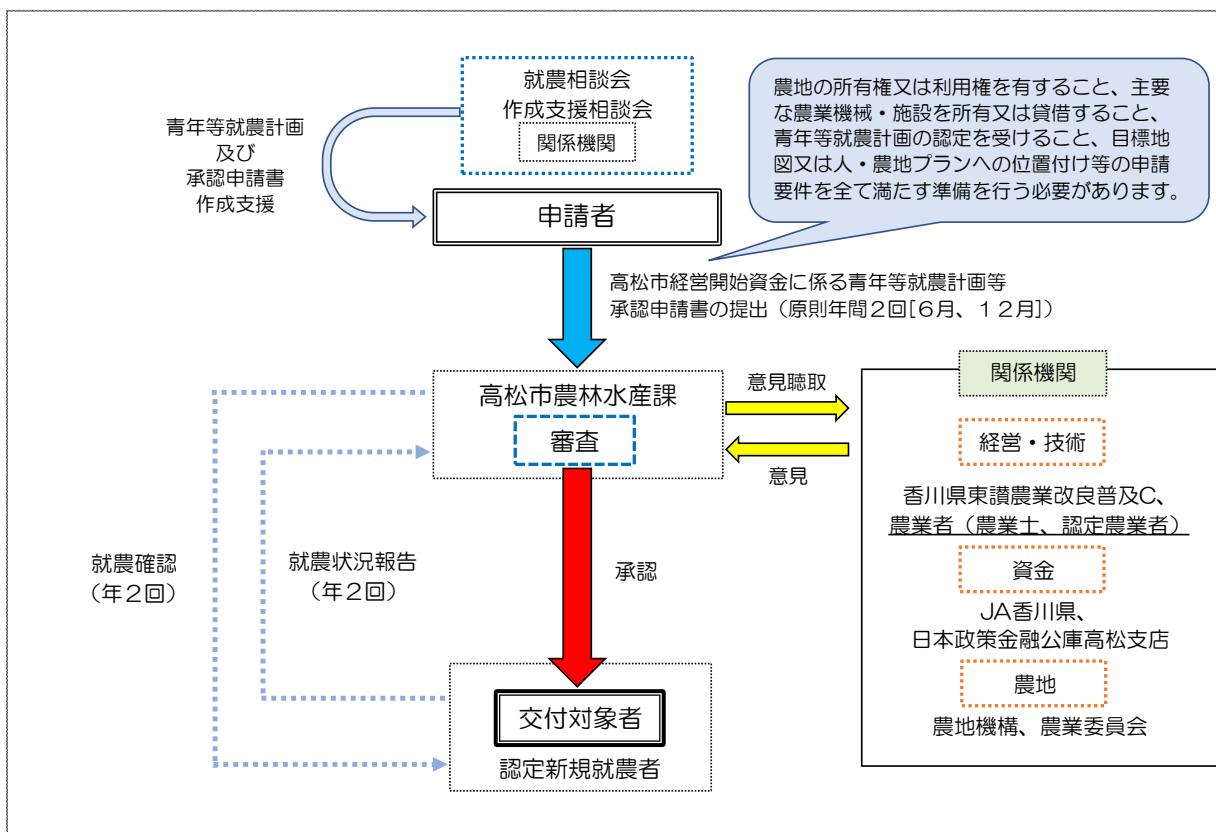
- (1) 交付金額：年間150万円（夫婦型申請の場合はその1.5倍となります。）
- (2) 交付期間：最長3年間

2 交付停止・中止措置等

- (1) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合
- (2) 適切な就農を行っていないと市町が判断した場合（※3）、及び市町から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合
- (3) 就農状況報告を行わなかった場合
- (4) このほか、申請要件を満たさなくなった場合や交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合は、月単位で資金を返還していただくことがあります。

※3 例：耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産の従事日数が一定（年間150日かつ1,200時間）未満となった場合、目標達成に必要な経営資産を縮小した場合など

3 経営開始資金の申請について（手続きの概要）



このほか、中止届、休止届、経営再開届、住所等変更届、病気災害等該当承認申請書等の提出が場合により必要になります。